生物多様性保全推進交付金取扱要領

1. 対象事業

(1)交付金の対象となる事業は、次によるものとすること。

野生動植物保護管理対策

特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業など、地域における適正な野生動物保護管理対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

環境省版レッドリストの絶滅危惧 類以上に位置づけられる種であって、 緊急な対策等が必要な種に関する事業

外来生物防除対策

特定外来生物等(要注意外来生物、国内の他地域から持ち込まれた外来種を含む。)に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

重要生物多樣性地域保全再生

法令もしくは国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域 (MAB) または環境省の選定する重要湿地もしくは特定植物群落における 事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が 高い事業

(2)次に該当する場合は、交付金の対象とならない。

地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることと なる事業。ただし、他の助成金等と本事業による助成金の充当範囲が明確に 分離できる場合を除く。

地域における生物多様性の保全再生とのつながりが認められない事業 収益を目的とした事業

宗教的または政治的宣伝意図を有する事業

2.経費区分及び内容

この交付金事業の交付対象事業費(交付金額算定基準による交付額)は、別表に 定める経費区分及び内容により算定した額とする。ただし、当該区分に係る実支出 額が大臣の定める基準額より少ない時は、その実支出額とする。

また、この経費の区分等によるところが著しく不適当または困難であるものについてはその限りでない。

なお、無償労務費については、別記様式1により算定すること。ただし、全体事

業費の3割を超えないものとする。

3. 実績報告に係る添付資料等

実績の報告にあたっては、交付対象経費にかかる請求書等の実績を示す資料を提出すること。無償労務費に係る実績については、別記様式2により具体的な活動状況等を明らかにし、金額の算定根拠とすること。

附 則

この要領は平成22年4月1日より施行する。

別表 交付対象経費の区分と内容

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経
1 時均2元	費をいい、目的、内容、人数、単価及び金額がわかる資料を
	資色がで、自動、内容、八数、半個及び金額が12から資料を
2 旅 費	15 15 1
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する
	経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料
· # - #	を添付すること。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入
	等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金
	額がわかる資料を添付すること。
4 消耗品費	│概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗さ │
	れる物品の購入等に要する経費をいい、使途目的、品目、単
	価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費を
	いう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費を
	いう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利
	支払い等に要する経費をいい、目的、賃借期間、単価、回数
	及び金額がわかる資料を添付すること。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費をいい、
	使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付す
	ること。
9 賃 金	日々雇用者に対する賃金支払いに要する費用をいい、雇用目
	的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付す
	ること。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価
	額の精算の内訳のわかる資料を添付すること。
11 次計冊) 典	
1 1 資材購入費 	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費(直接施
	工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。) をいい、 体冷日的 日日 単価 数量及び合額がわれる溶料を添けます。
	使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付す
4 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ること。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者
	の行う活動にかかる無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法
	に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額を
	いい、活動の内容、人数、単価(当該地域の地域別最低賃金)
	活動日数及び金額がわかる資料を添付すること。ただし、全
	体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他	その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費。

別記様式1 無償労務費 算定根拠

活動回数	回	参加人数のク	ヾ数	名	活動場所		
活動年月日	具体的な活動内容・実 施方法	無償労務			経費		
		人数	時間	作業のべ時間	内容	単価	金額
		合計					

別記様式2 無償労務費 実績報告

÷	欱	v	1	ì
夫	施	1	м	沉

1回の活動ごとに活動状況等を示す写真などと合わせて作成して下さい。

活動年月日	平成	年	月	日
活動内容				
実施方法				
活動場所				

作業人員

16歳未満の者による作業は記入しない。休憩時間は作業時間から除く。別様式で提出する場合は、住所や電話番号等の個人情報は削除すること。

氏 名	作業時間	氏 名	作業時間
		合 計	

4	إعلار	**/	75	#
無	倡	穷	矛名	旮

作業時間の合計	地域別最低賃金	無償労務費
×	=	
時間	円	円